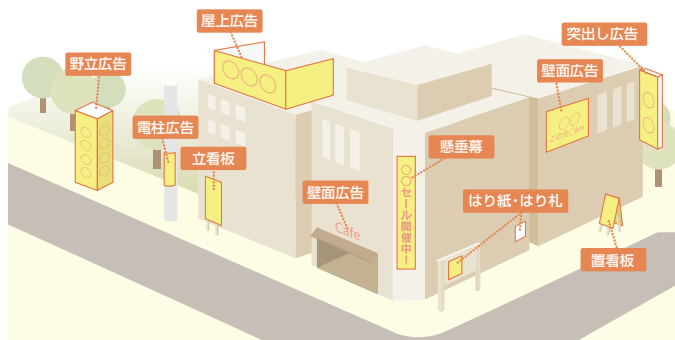


# 知っていますか？ 屋外広告物のルール

岡都市計画課 ☎443-2109

## 屋外広告物とは…

『常時または一定期間継続して、屋外で公衆に表示されるもの』を指します。商業広告だけでなく、絵やシンボルマークなど具体的なイメージを表しているもの、講演会やコンサートなどのポスターも、屋外広告物となります。



## 表示には許可が必要です

美しいまちの景観や自然の風致維持、公衆への危害防止のために、屋外広告物を一定の許可基準のもと規制しています。

屋外広告物を表示するときは、事前に市の許可が必要です。また、許可期間以降も継続して表示する場合は更新手続きが必要です。

## 屋外広告物の適正化にご協力ください

許可基準の変更で現在の基準に合わなくなった屋外広告物は、改修をお願いします。改修補助制度を利用できる場合がありますので、希望する方は相談してください。

また、許可を受けていない屋外広告物や、基準に合わない屋外広告物を設置している広告主には、是正指導を行っています。早急な改修をお願いします。

※許可基準等に違反した場合は、罰則が適用されます。

## 表示にはルールがあります

屋外広告物を表示してはいけない地域や物件があります。また、表示してもよい地域についても、表示できる大きさや高さなどが決まっています。条例やルールを守り、良好な景観をつくるため、デザインなどの工夫や配慮をお願いします。

## 9月1日(火)～10日(木)は「屋外広告物適正化旬間」

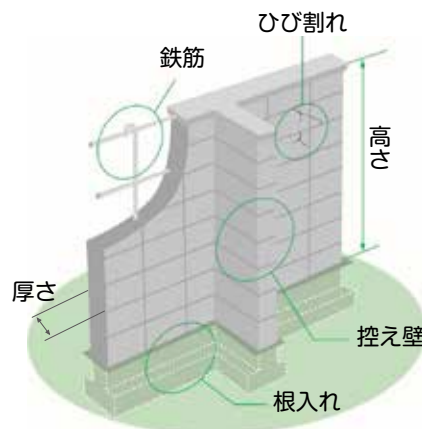
良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的に、違反広告物のパトロールを実施します。

# ブロック塀を点検しましょう

岡建築指導課 ☎443-2107

ブロック塀について、外観から以下の項目を点検し、不適合があれば建築士などの専門家に相談しましょう。

- ・塀の高さは地盤から2.2m以下か
- ・塀の厚さは10cm以上か  
(塀の高さが2mを超える場合、15cm以上か)
- ・塀の長さ3.4m以下ごとに、高さの5分の1以上突出した控え壁はあるか
- ・コンクリートの基礎があるか
- ・塀に傾きやひび割れはないか



専門家に  
相談しましょう

外観からは点検できない項目は、専門家に相談してください。

- ・塀の中に鉄筋が入っているか
- ・基礎の根入れの深さは十分か

## 避難行動要支援者支援制度への登録を

「避難行動要支援者支援制度」とは、災害の発生時などに自力での避難が難しい方を、「避難行動要支援者名簿(支援制度登録者)」に登録し、避難支援等関係者(消防・警察、民生委員、自治会・町内会、自主防災組織)に、平常時からその情報を提供することで、**災害時の安否確認**や**避難誘導**などに役立てるものです。

**登録方法**／申請書に記入・押印の上、直接、**申請書設置・受付場所**へ。防災対策課(〒930-8510 新桜町7-38)へ郵送することもできます。※窓口で記入する場合は、印鑑を持参してください。

### 申請書設置・受付場所

防災対策課、福祉政策課、長寿福祉課、介護保険課、障害福祉課、各行政サービスセンター地域福祉課、各中核型地区センター、各地区センター  
※申請書は、市ホームページ(「避難行動要支援者名簿」で検索)からダウンロードすることもできます。

## 県民一斉防災訓練「シェイクアウトとやま」

9月1日は防災の日です。市では県と合同で、地震発生直後の安全確保行動を身につけるための訓練を実施します。自宅・学校・職場で、以下の3つの安全確保行動を実施してください。



**実施日時**／9月1日(火)10:00～

※防災週間(8月30日(日)～9月5日(土))での実施も可。

※訓練への参加には、事前登録が必要です。詳細は、県ホームページ([http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1004/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1004/index.html))をご覧ください。

※市の防災情報ツイッターでは、同日同時刻に訓練通知を配信します。

## 避難所運営マニュアルの更新

市では、避難所運営に携わる施設管理者や地域の皆さんと共に新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営を行うため、マニュアルの更新を行いました。ぜひ活用してください。

### 更新内容

- ・「新型コロナウイルス感染症等対策編」のマニュアルを新たに作成
- ・これまでのマニュアルを「本編」と「様式集編」に分類

※マニュアルの内容は、市ホームページ(「防災対策課からのご案内」で検索)から確認できます。

## 自主防災組織の結成を

「自主防災組織」とは、地域の皆さんが協力して防災活動を行う組織です。市内では、令和2年5月末現在、563の組織が結成されています。

平常時には、防災訓練や防災資機材の点検・整備などの活動にも取り組みます。

「みんなのまちはみんなで守る」という意識を持ち、自主防災組織を結成して、地域防災力を向上させましょう。

### ◆自主防災組織の活動を支援しています

市では、出前講座や防災啓発DVDの貸し出しなどを行っています。詳細は、防災対策課へお問い合わせください。

## 納付金の納め忘れはありませんか

市税などの納付金を納期限までに納めていただけない場合、督促状などの未納のお知らせを送付しています。納期限を過ぎると延滞金が加算されますので、納め忘れのないようにお願いします。

なお、納付書が見当たらない方などは、早めに担当課へ連絡してください。

※納付されない状態が続くと、財産の差し押さえなどの法的措置を行うことがあります。

### ●口座振替、コンビニ納付が便利です

納付には、納期ごとに指定口座から自動的に振替納付される「口座振替」が便利です。

以下のものは、納付書1枚の金額が30万円以下の場合、納付書裏面に記載のコンビニでも納付できます。

- 市・県民税(普通徴収分)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険料
- 介護保険料
- 水道料金
- 下水道使用料